

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと、美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古郷に住むものによきわい自覚と誇りに生きましよう。

奈良市民だより

No. 492

市民のうごき

7月1日現在(前月比増)
人口 309,633人(496)
男 150,127(271)
女 159,506(225)
世帯数 99,515(187)

【右】人気のあつまる移動図書館
【下】楽しい児童室
で本に親しむ子ら



夏休みには

市立図書館で楽しい読書を

活発な図書館活動を展開

子どものために数々の催しを計画

市では国際文化観光都市としての発展と市民のコミュニケーションを推進するために、昭和五十二年に東寺林町の旧市庁舎内に市立図書館を開館しました。市民の利用は年ごとに盛んになり、開館当初の五十二年度は貸し出し者数約三万二千人、貸し出し冊数約五万六千冊であったのが、五十六年度にはそれぞれ約十四万人、四十七万九千冊と目覚ましい増加をみせています。

図書館活動を充実させるために、まず図書館網の充実をはかるとともに、市民への積極的な働きかけに力を入れています。

現在、市の図書館網は市立図書館(蔵書数約十萬九千冊)を核とし、移動図書館・児童巡回文庫・地区公民館を通じての図書貸し出しで構成されています。図書館網については、市立図書館自身が核となり、これに移動図書館・児童巡回文庫の市内巡回のほか地区公民館を通じての図書貸し出しも実施しています。

移動図書館(専用蔵書数二萬六千三百八十冊)は西部地区に二十七の基地を設け、月一回ずつ二千五百冊の本を積んで基地を巡回して貸し出しを行っています。また児童巡回文庫は、決められた代表者のところへ二百冊程度の図書をもとめて貸し出し、付近の住民に利用してもらおうというもので、現在市内四十七カ所に拠点を設けています。地区公民館を通じての貸し出しは、最寄りの公民館で読みた

い本を申し込んでおけば、月末の配送日に公民館へ本が届けられるというもので、これは勤め人など図書館にしばしば足を運ぶことが困難な人のために、図書の方から出向いて来てくれるというものです。つぎに積極的な働きかけとして、市民が読みたいと思う本が貸し出し中で借りられない時に予約するという、予約制度を実施しています。図書館ではその本が戻ったときに予約者に連絡して読んでも

西部に図書館新設

利用しやすい施設と豊富な資料の提供めざす

市の図書館網を更に大きく充実させ、一人でも多く書物に親しんでもらうため、教養を高め、あわせて地域のコミュニケーションを促進するに役立てるため、西部地区に新しく市立図書館を建設することに昭和五十七・五十八年度にわ

正副委員長選任

市議会企画建設委員会は、七月九日の同委員会委員長の真鍋四郎議員、副委員長に中尾時一議員を選びました。

そのほか、リクエスト制度もあって、図書館にない本でも市民が読みたいときリクエストすれば、購入するといった方法もとっています。

一方、市民の文化意識を高め教養を豊かにするために、作家や評論家など文化人を講師に招いて文学講演会といったものを開催するほか、子どもが書物に近づくきっかけをつくらうと、童話会や映画会を催し積極的な働きかけを展開しています。

図書館だより

子どもまつり 七月二十七日(火)映画会、七月二十九日(木)童話会、両日とも午前十時、午後一時、同三時の三回。中央公民館第三講座室で。

夏休み特別貸し出し 七月二十一日～八月二十九日の間は、貸し出し冊数を一人七冊までに増やします。

講演会(図書館職員研修) とき 七月三十一日(土)午前十時～十二時△△△中央公民館第二講座室(東寺林町)▽講師とテーマ▽滋賀県立図書館長前川恒雄氏「図書館のサービス」▽講師料無料

※聴講希望者は七月二十五日までに電話で市立図書館(☎六〇一〇)へ。

自由に本が読める楽しい児童室も

子どもたちが首を長くして待っていた夏休み。海へ、山へといろんな楽しい計画に胸躍らせていること

しよう。それもいいのですが、子どもたちの世界は外にはばかりあるのではなく、小さな一冊の本の中に、無限の宇宙、広大な世界が広がっています。この夏休みには、子どもたちが未知の世界に素晴らしい夢を追いかける絶好のチャンスにしてあげてはいかがでしょう。

市立図書館では開館以来、子どもたちが読書を通じて心の豊かな人間になるように

と、児童図書の充実につとめてきました(昭和五十六年度末現在で蔵書数は四万冊)。また昨年二月には一階フロアを拡張して児童室を増設、ゆとりとした雰囲気の中で、子どもたちが自由に本を選んで読むことができるようになっていきました。

地元に出向き市民のナマの声を聞く市政懇談会 (平城地区)

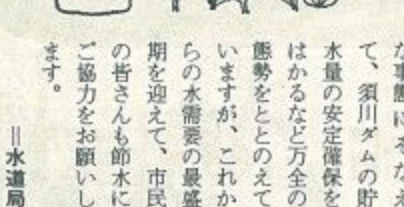


市政懇談会

地元で住民の ナマの声聞く

市民の市政に対する意見や要望など、ナマの声を直接聞いて市政に反映させようとする「市政懇談会」が六月三十日、平城地区をトップにスタートしました。

この日の会場、市長協平城支所には平城地区の代表六十二人が集まり、市からは木山市長をはじめ助役、部長ら十七人が出席。平田義一同地区自治連合会長の司会で始ま



今年全国的にカラ梅雨で、しかも今夏はすでに記録的な少雨が続いています。市では市民の水確保のためあらゆる努力を重ね、現在木津川水源、布目・白砂両河川水源、泉宮水道からの受水、富雄地下水源をあわせて、一日十五万四千二百トンの水を確保しています。

これは今夏に予想される一日最大給水量の十三万九千トンの十分対処できる水量です。しかし、長いカラ梅雨のあと七日以後わずかに降雨がありましたが、夏に向けて今後日照りが続くとの流量が激減して取水できなくなる懸念があり、油断できません。もちろん、市ではこのような事態にそなえて、須川ダムの貯水量の安定確保をはかるなど万全の態勢をととのえています。が、これらの水需要の最盛期を迎えて、市民の皆さんも節水にご協力をお願いします。

夏に向けて油断できぬ水事情

皆さん、節水を心がけてください

夏場へ警火心高揚

十五日から 夏火災防止月間



他人のめい
わくになる
青空駐車は
やめましょ
う

- ① 火に対する警戒心や注意力がゆるみかねな夏場を無火災でのりきるため、市消防本部では七月十五日～八月十五日を「夏火災防止月間」としてつぎの行事を実施します。
 - ② 子ども会を対象とした防火勉強会
 - ③ 学校(園)の立ち入り検査
 - ④ 消火器の取り扱い指導と防火講習
 - ⑤ 特別電話防火パトロール
 - ⑥ 夜間における花火遊びなどに対する防火パトロール
- この期間中は学校生活から



子どもを水から守ろう

さあ夏休みです。子どもたちは海へ、プールへと水を求めて飛び出していきます。子どもたちが水と戯れる姿は見ても気持ちがいいものです。しかし、一方で毎年悲しい事故が絶えません。全国で昨年の夏、水の犠牲になった中学生以下の子どもは四百十人、同期間中の交通事故による死者二百七十一人をはるかに上回っています。水を甘くみると取り返しのつかないこととなります。

解放された子どもたちの花火遊びによる事故や、うっかりミスによる火災が発生していますので、つぎのことに十分注意し快適な夏を過ごすようにしましょう。

【子どもの火遊び】
マフチやライターなどは子どもの手の届く所に置かない。
子どもがどこでどんな遊びをしているか注意する。
火遊びしている子どもを見かけたらその場で注意する。
子どもだけを残して外出する時は火気を全部消す。
【花火遊び】
子どもだけでは絶対させない。

夏のあそびエチケット



泳がせる時の注意

泳がせる時、海や川、プールなどに十分注意しましょう。

一人では絶対に泳ぎに行かない

泳ぐまえに――

泳ぐ前に少なくとも五分間は準備体操をしましょう。準備体操は自分の体調を知ることができると同時に、関節をはじめ体全体を柔らかくし、内臓器官の働きを高め「さあ、これから水に入るぞ」という心の準備もできます。

水に入る前、シャワーがあればたっぷり浴び、海や川

燃える物のない広い所です。水を用意し、終わったら花火の燃えかすを完全に消す。

【ふろの空き防止】
ふろはたく前と途中でもう一度浴槽内の水を確かめる。水抜き栓は手で確実に閉める。

【天ぷらをあげる時】
その場を離れる時は必ず火を消す。
底の深い油なべを使用し、油はなべに見合った量にする。

コンロのまわりに燃えやすい物を置かない。
【蚊取り線香】
燃えやすい物の近くで使用しない。
大きめの不燃性の台か容器中に置く。

声

これからの季節、水の使用量はうなぎ昇りになり、市民の取るべき処置ではないでしょうか。またその家も面倒がらずに実行しなればなりません。

私たち水資源は私たちが大切にすべき資源です。水道局へ連絡するのが私たち市民の取るべき処置ではないでしょうか。またその家も面倒がらずに実行しなればなりません。

以前、自分の家の前の水道管が破裂しているのに、平気な顔をしてそのままにしている人がいましたが、こういう場合、すぐに市水務局へ連絡をしたら「連絡済み」と表示しておけないように。いざという時、助けを求めることができません。必ず数人のグループを組むか、保護者が同伴する。

寝不足、空腹、疲労は水泳の大敵。空腹で海に飛び込んで、心臓マヒなどを起こす子どもが少なくありません。とって食後すぐに泳ぐのも禁物です。食後少なくとも二時間は間をあけるようにしよう。

泳いでいるとき――

子どもの場合、一回の泳ぐ時間は十五～二十分ぐらいが限度。長時間泳いでいると、おとなの目には元気がうに見えても、一分後には急にグッタリと体調が急変する場合があります。唇の色、顔の表情、話し方、態度などに十分注意する。

泳げない子どもは、浅瀬で遊ぶくらいにとどめましょう。友だち同士で競争など無理をすると、大きな事故につながります。

7月31日は
固定資産税・都市計画税
国民健康保険料 (第二期分)
下水道事業受益者負担金 (第二期分)
の納期限です

今年はこの運動の実践項目として緑化運動の推進、清掃のいきとどいた清潔なまちづくり運動の推進、もったいない運動の推進、道路を広くつくり運動の推進、旅行者にはあたたかく親切に接する運動の推進など五つの具体的項目を掲げ、実践活動を展開しました。

早期実践大会は午前六時から（早いところでは同五時半）から百一団体約一万人が参加して、早起き、実践し、各種の奉仕活動や行事を展開しました。

推進大会は実践大会参加団

早朝実践に101団体・一万人

第十三回奈良市「くろろろさん・早寝早起き運動」の推進大会が七月四日に開かれました。早寝早起きは生活の基本であり、健康増進のもとです。そして「くろろろさん運動」は心のふれあいによる市民のコミュニケーションを密にする運動です。大会はこの運動を実践・推進するために市民の総意をさらに盛り上げるために毎年開いているものです。

くろろろさん・早寝早起き運動

推進することによって、奈良のまちづくりに連帯感を持ってもらえるようになることを期待しています。日常生活の中でさらに実践活動を重ねていただき、個性豊かな街づくりのためにともに手を携えていきたいと思います。



史跡文化センターでの推進大会



朝もやをつけてラジオ体操



駅のまわりもきれい さっぱり（西大寺駅）



子どもも協力して児童公園の清掃

市民相談

- ＝8月＝
- 市政相談**
本庁相談室＝平日午前9時～午後4時。土曜日は正午まで。
西部公民館＝毎週火曜日午後1時～4時。（電話③3978番）
- 法律相談**
本庁相談室＝毎週月曜日午後1時～3時。担当弁護士（敬称略）
2日 木間末吉 9日 坂口 公男
16日 城 徹 23日 吉田 恒俊
30日 河辺幸雄
毎週火・木曜日には裁判所内弁護士控室で弁護士による法律相談があります。それに必要な相談カードは平日午前9時～午後4時に本庁相談室で渡します。
- 行政相談**
本庁相談室＝毎週水曜日午前9時～午後4時。担当相談員（敬称略）
4日 竹 博美 11日 桜井利雄
18日 石橋 敦 25日 岩野政一
- 人権相談**
本庁相談室＝毎週金曜日午前9時～午後4時。担当相談員（敬称略）
6日 東雲 茂男 13日 植松 宗平
赤堀 綾子 細田 武男
20日 米浪 勝之助 27日 藤川 明俊
小川 三子 石原 フジ
倉橋 良壽
- 年金相談**
厚生・国民年金の相談
西部公民館＝毎月第3月曜日午前10時～午後3時。
国民年金課＝毎月第1月曜日午前10時～午後3時。
- 心配ごと相談**
本庁相談室＝毎週金曜日以外の平日午前9時～午後4時、土曜日は正午まで。
- 消費生活相談**
本庁相談室・西部公民館＝毎週火・木曜日午前10時～午後4時。
- 家庭児童・母子相談**
本庁相談室＝毎週金曜日午前9時～午後4時。
福祉第二課＝平日午前9時～午後5時。土曜日は正午まで。
- 戦没者遺族相談**
福祉第一課＝毎月第1金曜日午前9時～午後4時。遺族年金などあらゆる相談。
- 高齢者職業相談**
本庁高齢者職業相談室＝平日午前9時～午後4時、土曜日は正午まで。対象は55～65歳前後の人。
- 電話サービス**
電話②1211代
・市政への問い合わせ・要望・苦情
・戸籍謄抄本・附票の写し、住民票の写しの交付予約など。

体の代表ら八百人が参加して、午前九時から市史跡文化センターで行われました。北尾光二大会副部長のほじめのこぼれについて、本部長木山市長が「この運動を

推進することによって、奈良のまちづくりに連帯感を持ってもらえるようになることを期待しています。日常生活の中でさらに実践活動を重ねていただき、個性豊かな街づくりのためにともに手を携えていきたいと思います。

友好都市中国・西安市から日本の都市建設事業を視察し、よう同市都市建設考察団（団長・李廷弼）一行六人が六月二十五日、翌二十六日に市役所に木山市長を表敬訪問しました。

模範21人と11団体表彰

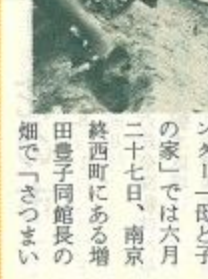
そしてこの運動に率先垂範、他の人の模範となり、生活の中で徳を積んでいる人やこの運動の推進に貢献している個人二十一人と十一団体を表彰しました。

西安市から都市建設考察団

友好都市中国・西安市から日本の都市建設事業を視察し、よう同市都市建設考察団（団長・李廷弼）一行六人が六月二十五日、翌二十六日に市役所に木山市長を表敬訪問しました。

新自治会長

【町内自治会長】南紀寺町三丁目第二中岡啓明▽八条町西二区第二中岡啓明▽三佐紀新町第三平井敏雄



秋の収穫楽しみに芋苗を植える
母子家庭の子どもとお母さん

市母子福祉センター「母子の家」では六月二十七日、南京終西町にある増田豊子同館長の畑で「さつまい

下水処理区

市建設局職員から奈良市の都市計画の説明を受けて西九条町の大和ハウス工業などを見学しました。

二十九日までの奈良滞在中に奈良阪開発地、緑ヶ丘浄水場、清掃工場、平城ニュータウンなどを精力的に見学、行く先々で関係者に専門的な質問をしていました。

一行は奈良での視察を終わってから神戸市、京都市、名古屋市、東京都などを訪問して都市施設をつぶさに見学。実り多い成果を携えて七月十日帰国しました。

「秋に大きくなったのを誇りあげたい。だから水やりをしっかりとします」と話し、小さな苗に夢を託していました。

写真は畑に芋苗を植える子どもとお母さん

下水処理区 市
域に四八〇戸 水道

工事すすみ、このほどつぎの各町の一部あわせて四百八十戸で浄化槽のいらない水洗便所が使えるようになりまし。これまでの分とあわせて市内で三万四千四百二十九戸が下水道の便益を受けることになりました。

三条町▽平松町▽鶴舞東町▽鶴舞西町▽中山西一丁目▽三条添川町▽大宮町一丁目▽法蓮町▽高畑町

市民体育大会 会水泳競技

第三十六回奈良市民体育大会水泳競技の部がつぎのように開かれます。参加できるのは奈良市在住・在勤・在学（中学生以上）の方で、一人二種目以内（リレー、メドレーリレーを除く）。団体出場は一種目三人以内とします。競技種目は左表の通り。とき八月十五日（日）午前九時▽ところ川県営プール（三条大路一丁目）▽申し込み八月四日まで

種別	自由形	平泳ぎ	背泳	バタフライ	個人メドレー	リレー	メドレーリレー
中学男子	100m 400	100m 200	100m 200	100m 200	200m	400m	400m
中学女子	100 200	100 200	100 200	100 200	200	200	200
高校男子	100 400	100 200	100 200	100 200	200	400	400
高校女子	100 200	100 200	100 200	100 200	200	200	200
一般男子	30歳未満	100	100	100	200	—	—
	30歳以上	100	100	50	50	—	—
	40歳以上	50	50	50	50	—	—
一般女子	30歳未満	50	50	50	50	—	—
	30歳以上	50	50	50	50	—	—
	40歳以上	50	50	50	50	200	200
職域男子	30歳未満	100	100	100	100	200	—
	30歳以上	100	100	50	50	—	—
	40歳以上	50	50	50	50	—	—
職域女子	30歳未満	100	100	100	100	200	—
	30歳以上	100	100	50	50	—	—
	40歳以上	50	50	50	50	—	—

四月八日 教育大付属小学校 六年小林幹和君から二万円 同九日 法華寺から善意の小箱義金一万四千七百七十九円。

同十三日 匿名氏氏から五千円。▽敷島町一丁目の池本昇さんから紙おむつ三百枚。同二十日 春日中学校二年の武田陽子さんと曾我蓮華さんから千円。▽西大寺本町の井村菓子店から「みどり」の家へ菓子四十袋。同二十二日 法華寺町の匿名氏から身障者福祉のために一万円。同二十三日 千代ヶ丘一丁目の坂本和夫さんから七母供養のため老人福祉会へ金一封。▽奈良終西町四丁目の高瀬代さんから児童施設へ。▽福院町の匿名氏から障害者福祉会へ三万円。▽紙おむつ二百枚。▽元林院町の岡田餅子さんからプラスチック皿百七十六枚。

同十三日 匿名氏氏から五千円。▽敷島町一丁目の池本昇さんから紙おむつ三百枚。同二十日 春日中学校二年の武田陽子さんと曾我蓮華さんから千円。▽西大寺本町の井村菓子店から「みどり」の家へ菓子四十袋。同二十二日 法華寺町の匿名氏から身障者福祉のために一万円。同二十三日 千代ヶ丘一丁目の坂本和夫さんから七母供養のため老人福祉会へ金一封。▽奈良終西町四丁目の高瀬代さんから児童施設へ。▽福院町の匿名氏から障害者福祉会へ三万円。▽紙おむつ二百枚。▽元林院町の岡田餅子さんからプラスチック皿百七十六枚。

盆おどりや金魚すくい

「母子の家」で夏の夜を楽しむ

母子家庭のお母さんと子どもたち、夏休みの夜のひとときを楽しく過ごそうと、市母子福祉センター「母子の家」では、盆おどり大会と金魚すくいなどの模擬店をつぎのよう催します。

参加希望者は七月二十七日までに同センターへ電話で申し込みください。

図案を募集

競技役員たちの胸かざるワッペン



昭和五十九年奈良県下で開催される「わかさぎ国体」では、奈良市は主会場地として開閉式が行われるほか、水泳・陸上・自転車・軟式野球・ライフル射撃・剣道・スポーツ芸術の七競技が開催されます。

奈良市国体委員会では、これらの競技運営の役員をはじめ、奈良市を訪問する招待者などの胸に着用していただくためのワッペンデザインをつぎのよう募集しています。

親子で写生

8月1日 東大寺境内で

親子が一緒に絵を描くことにより、心の触れ合いを深め、同時に自然や文化財に対する意識を高めてもらおうと、市教育委員会は恒例の「親子の写生大会」をつぎのように開きます。

前相の談

就学

市教育委員会は昭和五十八年春に小学校に就学する子どもで、心身に何らかの障害を持つている子、またはその疑いがある子が入学に心配のある子の教育相談をつぎのとおり実施します。

伏見公民館

市内青野町一九一―電話九九八六四）書道教室 八月十一日～十月二十日の毎週水曜日、午前九時半～正午。十回で終了。

夏季パドミン

ントン大会

市パドミントン協会では、市教育委員会の後援でつぎのように第六回夏季パドミントン大会を開きます。

自然観察の集い

市子連が 8月8日奈良公園で

子どもも育成連絡協議会では市教育委員会などの後援で「奈良公園自然観察の集い」をつぎのように実施します。

中国残留日本人孤児の身

元関係情報お持ちの方へ

厚生省が昭和五十六年三月と昭和五十七年の二月に実施した中国残留日本人孤児の訪日調査の結果、依然として三十六人の身元がわかっていません。

高齢者 素人作品展

来月七日までに出品申し込みを 県高齢者素人作品展が九月二十三日～二十六日に県文化

花の市

8月1日(日) 午前8時

近鉄奈良駅前西側噴水広場 近鉄奈良駅前西側噴水広場

健康診査

一歳六カ月児

妊産婦歯科健診も 一歳六カ月児の健康診査が

家屋の実態調査

市では新築・増改築家屋を中心に家屋の実態調査を行って

市保健センター

7月29日(木)

市保健センターで 7月29日(木) 鼓殿・飛鳥・済美・梅井・佐保・大宮・大安寺各校区

奈良保健所

8月24日(火)

市内西木八軒町、柳生・大柳生・相和・西大寺北・三准各校区

三歳児健診

8月25日(乳幼児の栄養)

8月25日「乳幼児の栄養」明日への子供のために

Table with 5 columns: Item, Specification, Average Price, Price Range, Monthly Change. Includes items like mackerel, egg, etc.

Table with 5 columns: Item, Specification, Average Price, Price Range, Monthly Change. Includes items like meat, fish, etc.

鮮魚食品以外のメーカー品の調味料、加工食品、乳卵などは、一般にスーパーで買う方が得たと思われがちですが、一般の小売店にも、平常価格がスーパーより安いものがあります。

Advertisement for dog care products with a picture of a dog and text '犬はかならずつないで飼いましょう'.

奈良市民だより

差別をなくす強調月間 特集

差別をなくして明るい奈良市



同和問題を正しく理解する「差別をなくす市民集会」

7月は差別をなくす強調月間

新法を契機に施策を 積極・効果的に推進

奈良市長 木山 弘



市民ぐるみで同和問題を解決していこうという意義深い「差別をなくす強調月間」にあたり、業について従来の施策の反省と点検の上に立ち、より積極的・効果的に施策の推進を図らねばなりません。私は、あらゆる差別のないまちづくりを市政の重点施策のひとつとして、種々の事業を推進してまいったところであり、ますが、引き続き部落差別の解消のため、啓蒙(けいもう)啓発活動の推進、教育・福祉の向上、生活環境の総合的整備等全市的な取り組みを強化してまいりたいと存じます。

「同和对策事業特別措置法」が本年三月末をもって失効したことに伴い、なお残された多くの課題を解決するため、新たに「地域改善対策特別措置法」が制定されました。これをひとつの節として、同和对策事業を希求し、あいさつといたします。

残された課題解決に 行政の積極的取組み

奈良市議会議長 岡田清二郎



「差別をなくす強調月間」にあたり、奈良市議会を代表してあいさつを申し上げます。

同和問題は、今更申し上げるまでもなく、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、基本的な人権にかかわる課題であります。この問題の早期解決は行政の責務であり、同時に国民的課題でもあります。本年三月末をもって期限切れとなった「同和对策事業特別措置法」の実績を踏まえ、あらたに五カ年の時限立法として制定された「地域改善対策特別措置法」にもとづき、なお残された課題を解決するため、市政に携わるものとして積極的に取り組んでまいりたいと存じます。「差別をなくす強調月間」を通じて、市民の皆さま方と共に同和問題を正しく理解・認識し、あらゆる差別のない明るい社会の一日も早い実現に向かって最善の努力を尽くす所存であります。

「みんなのために みんなでとりくむ同和教育」を推進しよう

部落差別解消のため熱心に協議する
市同推協総会



奈良市同和教育推進協議会総会 と昭和五十七年度の活動計画

奈良市には、同和教育の研
修を深め、同和教育の解決を
市民ひとりひとりが正しく受
けとめるため、同和教育を推
進研究することを願って奈良
市同和教育推進協議会(奈良
市同推協)が結成されていま
す。現在、小学校区ごとに結
成されている三十三の地区同
和教育推進協議会のほか、奈
良市PTA連合会、奈良市地
域婦人団体連絡協議会など多
数の団体が加盟しています。
その定例総会が六月三日、奈
良市「青年の家」で開催され
ました。

上部団体である奈良県同和
教育推進協議会の会長である
松浦勇太郎氏の、奈良県の同
和教育の現状と課題と題す
る講演を聴録深く聞いたあ
り、

同和教育の普及によって、
差別がいかに非人間的な罪悪
であるかを知り、認識を改
め、目ざめた人を生み出して
います。しかし、その一方で
心底に深い差別心を抱いたま
までいる人も少なくないと思
われます。また、日々の繁忙
な精一ぱいの暮しの中で、ま
だ同和教育は何であるかとい
うことさえ理解していない市
民がいるのも現実です。こう
した奈良市の実情を踏まえ
て、前年度に引き続き次のよ
うな方針を決めました。

①ブロック別研修会
同和教育研修会に参加した
ことのない方、初心の方に
と、総会に入り、昭和五十七
年度の活動計画を決めまし
た。

参加を働きかける。奈良市
を五地区のブロックに分
け、前期を七月から八月に
かけて、後期を十一月に実
施する。

③地区(町・自治会)別懇談
会
自治会ごとに、隣組長・市
民の皆さんの参加による研
修会を開く。

大宮地区同推協の地区 別懇談会の話し合い

大宮地区同和教育推進協
会(長己喜代文会長)と市教
育委員会共催の地区懇談が六
月十九日(土)午後七時から三
条会館で開かれました。

会では今年三月から毎月二回
開いているもので、今回で四
回目になります。

長己会長のあいさつで開
会。ついで市教委社会教育課
の指導員から、差別の歴史
と、差別をなくすための活動
にはなごやかな雰囲気の流れ
ます。参加者は女性四人をふ
くめ総数十五人。

留守火事を出
さないように
ご注意!

同和教育の問題を考える

「同和教育特別措置法」から
「地域改善対策特別措置法」へ

二の原因は、同和教育をね
たまざるを得ないような苦
しい生活に追いこまれてい
る国民が多いということだ
す。これらの人びととの共
同の取りくみによって共通
の願いを達成することが今
後の大切な課題でありま
す。

地方公共団体の超過負担が
重く、同和教育事業が大き
く地方財政を圧迫している
という話を耳にすることが
あります。今後は国の負担
を増して極力地方の負担を
軽減するため、法の改正が
必要であると考えられま
す。

また「新たな差別」の第
三は法の不十分さから
おこし、二番目に教育事業

「新たな差別」が広まって
第三は法の不十分さから
おこし、二番目に教育事業

ひさを接して話し合う地区懇

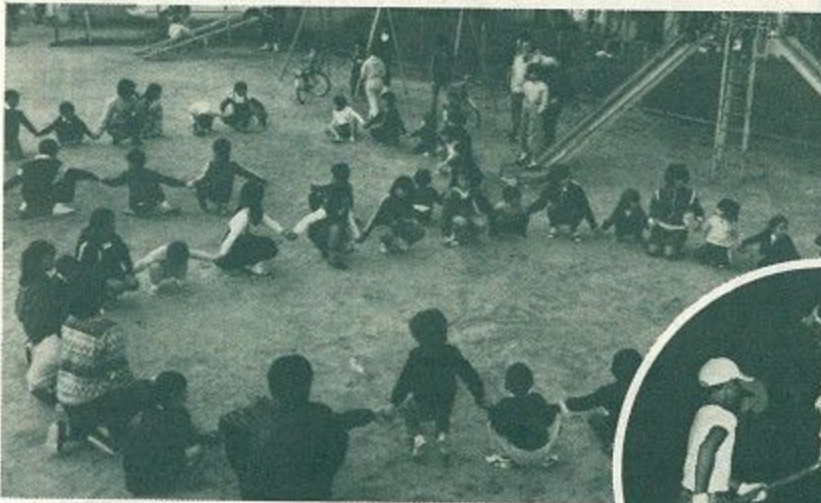


△同和对策事業特別措置
法の課題と新法の制定
十三年間にわたって実施
された同和对策事業のすべ
てが順調に進んできたわけ
ではなく、一番成果をあげ
ているといわれる環境改善
さえ、まだ平均六割程度し
かできていない状態であ
り、今なお同和对策事業が
行われていない同和地区が
全国で千地区にも及んでい
ます。

「新たな差別」が広まって
第三は法の不十分さから
おこし、二番目に教育事業

部落の完全解放へ

【各隣保館でのかずかずの行事】



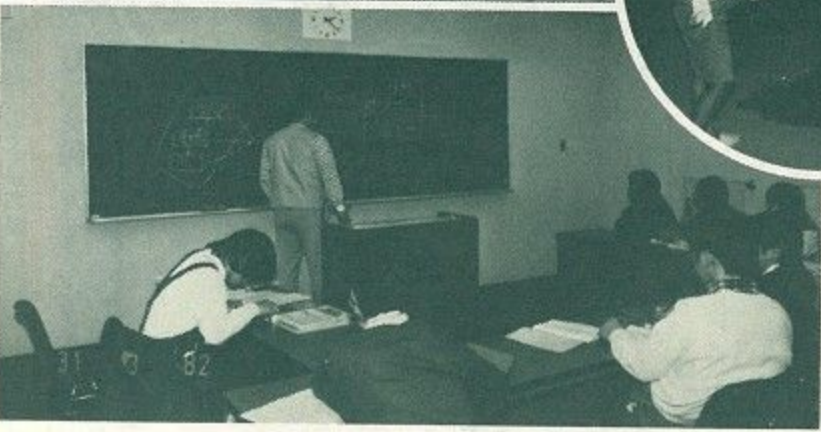
解放子ども会でゲームに興じる



みんなで練習する珠算教室



連帯感をキャンプで養う
たくましい青年を育てる
青年学級



学力の充実をめざす補充学級

新たに施行された地域改善対策特別措置法

現行の日本国憲法には基本的な人権の尊重がうたわれているのですが、現実には差別の問題はなくなっていません。

昭和四十年には、同和対策審議会から早急にこの問題を解決するよう答申され、これを受けて昭和四十四年七月、「同和対策事業特別措置法」が時限立法として制定され、その後三年間の期限延長があつて十三年間にわたり同和問題の完全解決を図るべく事業が進められました。しかし、十分その成果をあげ得たとは言えません。

この反省の上に立って、なお多くの問題を解決するために本年四月「地域改善対策特別措置法」が施行されました。期限は昭和六十二年三月三十一日までの五年間になっています。この法律から「同和」の文字がなくなりましたが、内容的には「同和答申」の精神を受け継いで同和問題の解決にとりくみ、差別のない明るい住みよい社会をつくることを課題としています。

この機会に、私たちは自分自身の身近な暮らしをよく見詰め、同和問題に対する理解と認識を深め、部落差別をはじめ一切の差別をなくしていくためにみんなであつまい努力を積み重ねましょう。

地域改善対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的・社会的理由により生活環境等の安定・向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という）について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業（以下「地域改善対策事業」という）の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

（地域改善対策事業の推進等）

第二条 国及び地方公共団体は、前条の目的を達成するため、協力して、地域改善対策事業を迅速かつ総合的

に推進するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域改善対策事業を実施するに当たっては、対象地域とその周辺地域との一体性の確保を図り、公正な運営に努めなければならない。

3 国民は、地域改善対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、地域改善対策事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(特別の助成)

第三条 地域改善対策事業で、これに要する経費について国が負担し、または補助するものに対するその負担または補助については政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもって算定するものとする。

2 前項の場合において、法律の規定で国の負担、または補助の割合として三分の二を下る割合を定めているもののうち、政令で定める

ものについては、政令でこれを三分の二とするものとする。

(地方債)

第四条 地域改善対策事業につき、地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

2 地域改善対策事業につき

地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金または簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもってその全額を引き受けるものとする。

（元利償還金の基準財政需要額への算入）

第五条 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

2 この法律は、昭和六十二年三月三十一日限り、その効力を失う。（以下略）

月間後半の行事

パレード・パネル展など

「差別をなくす強調月間」にちなんで、市では部落差別をなくすための市民運動や各種行事を行っています。月間後半の行事の主なものは次のとおりです。

- 特設人権相談 22日（木）東之阪・古市・横井・西之阪・八条・杏中・杏南各隣保館と西部公民館（時）▽23日（金）・30日（土）市役所相談室（時間は各日午前九時～午後四時）。
- 人権啓発パレード 28日（木）午前九時半～午後三時。
- 差別をなくす町民集会 市内の各隣保館で開かれ、講演や映画会が催される。
- 隣保館・公民館行事 学習会、懇談会、研修会、野外学習会、パネル展など。
- 差別をなくすパネル展 差別の歴史と実態を描いたパネルを17日（土）から22日（木）まで市役所一階市民ホールで展示。このほか各隣保館・公民館でも期間中巡回展示する。